

編対策が強力に推進されることにもない、今後は転作作物に合う土地条件を整備することが土地改良事業に要請されます。

このためには可能な限り汎用耕地化を図ることが必要です。このため水田平坦地域では機械排水による湛水の解消、用水排水分離による水の有効利用、機械利



▲価格の安定と産地の定着化を(植木町)

用のための区画形状の大型化、湿田解消のための暗渠排水等を行い、畑作経営が可能となるよう努めます。また、中山間地域では追田や谷間の水田の排水改良等を行います。この対策として昭和五十三年度は重点的に麦生産土地条件整備事業と単県土地改良事業を実施することにしていきます。麦生産土地条件整備事業は、

水田に麦の作付が可能になるような条件の整備を行います。単県土地改良事業では国庫補助採択基準以下の小団地の水田を整備することとしています。

五、価格安定対策

本年度から全国で概ね三十九万ヘクタールの転作が実施されますが、取り組み易く、収益性の高い野菜に転作が集中し、過剰生産から価格が暴落し既成野菜産地が大きな打撃を受ける恐れがあるのでとくに野菜価格安定対策の強化を図ります。

本県の野菜は国及び県の指定産地を中心に昭和五十二年の作付面積は一七、八〇〇ヘクタールで生産量四七二、〇〇〇トンです。

このうち、昭和五十二年の野菜への転作実績は転作総面積の三五パーセントで二、一五六ヘクタールです。今後とも手近かな換金作物として、これまでの転作実績の比率で野菜への転作が実施されると需給バランスが崩れ、価格不安定の原因となるので野菜への転作にあたっては慎重に対処して欲しいと思います。

具体的には、先に県が公表した野菜振興計画に基づき昭和五十二年の野菜への転作の実績を考慮し、昭和五十五年二、二三五ヘクタール、昭和六十年二、三〇〇ヘクタールを計画しています。なおこの推進に当たっては競合産地における生産の動向、消費市場における需要の動向

等を適確に把握しながら転作に伴う指導には万全を図り、野菜農家の経営の安定と産地の定着化を図ることとしています。

六、転作作物に関する技術開発

昭和五十三年度新規事業として次のような麦、飼料作物、大豆等について技術開発を進めます。

- (一) 麦類二期作栽培技術確立試験
- (二) 粗飼料流通対策試験
- (三) 畑作物導入による草田の生産力増強試験
- (四) 大豆多収穫技術試験
- (五) りんどうの栽培技術確立試験
- (六) ステビア(暖地型草本性の甘味資源)の試験
- (七) クリ等の水田転換に関する試験

七、米の消費拡大

最近の米の過剰は消費減退によるところが大きいので、米消費拡大のための啓蒙、うまい米づくりを推進し米の消費拡大を図ります。

- 1 米の生産と需要の動き(別表参照)
- 2 米の栄養

日本人の米食の長い歴史は、われわれの社会生活はもとより、その生理にも強い影響を及ぼしていますが、特に消化器系統が米食に順応したものになっていることは良く知られています。米は栄養的にみても第一級の主食でありまして、主

要なカロリー源であると同時にたん白源になっていきます。約七七パーセントのたん粉と約六パーセントのたんぱく質がその主な栄養素ですが、消化吸収もよく、百グラム当たりの熱量は三百五十一カロリーあります。この米のたん白質は、普通考えられるよりもはるかに多く、日本人は必要摂取量の約四分の一を米からとっています。これは魚や畜産食品とほぼ同じ量です。しかも米のたん白質は穀物の中では大豆と並んで最高に質のよいた

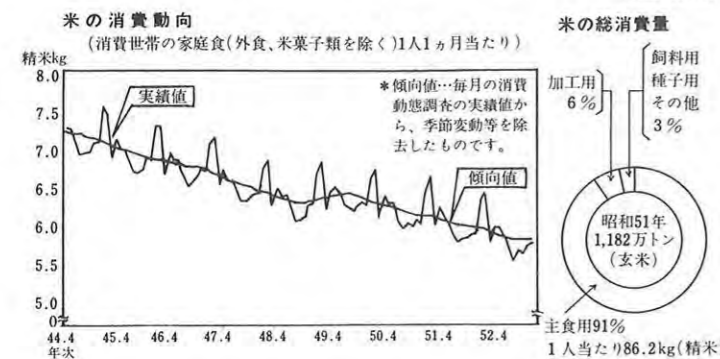
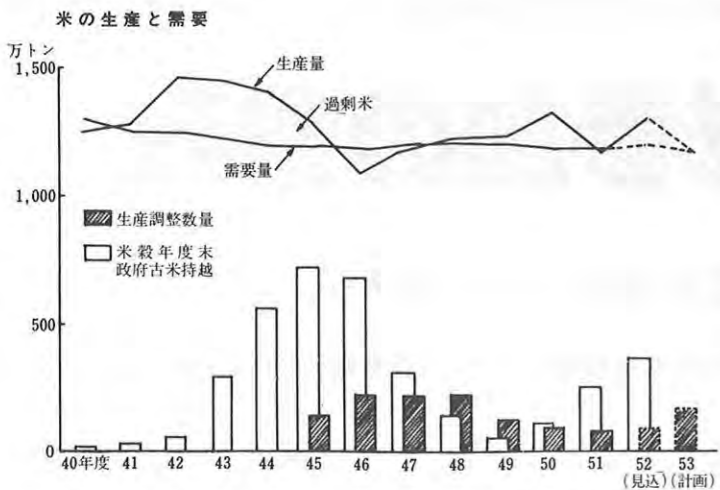
たん白質です。たん白質の栄養価を示すたん白価で示しますと、小麦粉五十に対して、米七十、大豆七十となっています。また経済面からみると米のたん白はきわめて安価であるという特長ももっています。今、日本人のカロリーとたん白質の摂取量は理想的な状況にあるといわれており、しかも欧米人に比べたん白質を食物性食品から多くとっています。今後日本人がたん白質、脂肪の多すぎる欧米型の食事に片寄せらぬためにも、又われわれ

の生理に順応した食品としても、米のもつ意義はきわめて大きいといえます。

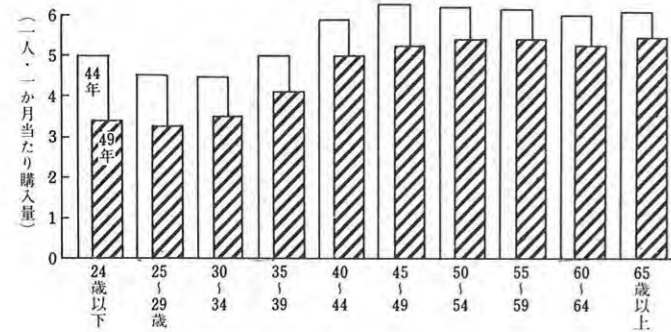
3 米の消費拡大の必要とその対策

現在米は過剰傾向にあり生産の抑制を行っています。しかし、日本の食糧自給率が低下しているときに、米の生産基盤をこれ以上縮小することは米の供給を不安定にすることになります。この狭い日本の国土で、多くの人口を養うことができる主食は日本の風土気候に最も適した米以外には考えられません。古くから日

※資料：総理府「全国消費実態調査」



世帯主の年齢別にみた米の1人当たり消費量の比較



- (一) 米消費拡大モデル市町村の設置
- (二) 市町村段階の運動推進の拠点として、県下五、六市町村を米消費拡大モデル市町村として指定し、運動の輪の拡大を図ります。
- (三) 学校給食における米飯給食の拡大
- (四) 米飯給食については、熊本県においても、半数以上の学校において実施されていますが、文部省、食糧庁の諸施策とあいまって、その一層の拡大のため、市町村及び教育関係者の理解と協力を得て積極的に推進します。
- (五) 米に対する正しい知識の普及徹底
- (六) 米についての正しい知識の普及、多様化した食生活の今後のありかたと関連した米の地位の見直し等について、広く一般の理解を求めため「米まつり」「消費者、生産者の交換会」等を開催するほか、米消費拡大関係団体を中心に、米飯デーを設置するとともに、広く一般にも提唱します。又、テレビ、ラジオ、新聞等を活用し米消費拡大運動の機運を盛り上げる等、あらゆる機会を通じ積極的に米のイメージアップを図ります。(農政部)